

## 会 長 声 明

(公財) 日本ソフトテニス連盟  
会 長 安 道 光 二

- 1 当連盟は、令和元年6月29日から7月3日にかけて開催された東日本学生ソフトテニス連盟（以下「東日本学連」と記す）主催の東日本学生ソフトテニス大会の第60回東日本学生ソフトテニスシングルス選手権大会において多発したルール違反の不正試合に関して、東日本学連及び日本学生ソフトテニス連盟（以下「日本学連」と記す）が不正試合の関与者として認定した選手に対して為した暫定処置、暫定処分は、何れもこれらの処置・処分を受けた選手が被った回復不能な損害と精神的苦痛を与える根拠と正当性を欠いた、甚だしく不公平かつ不当な処置・処分であると認定する。
- 2 当連盟は、当連盟の定めたソフトテニスのルールに違反した選手ら関係者に対して、その違反行為に応じて懲戒的処分を与えることを定めているが、本件において上記両学連によって暫定処置、暫定処分を受けた選手については、ドロウ作成に関与して恣意的なドロウを作成することに関与した者を除き、何れも本来彼らが受けた令和元年8月5日から同月10日開催の全日本学生ソフトテニス選手権大会の出場を禁止されるような回復不可能な不利益を課した懲戒処分を受けるに相当する違法性は認められず、現在においては既に彼らが在学する大学による指導を受けてルール順守の重要性を十分に認識しており、当連盟が新たに何等の懲戒的処置・処分を課す必要性は無いものと認める。
- 3 当連盟は、東日本学連及び日本学連による不当な処置及び不当な処分を受けた選手及びその父母等家族、所属大学のソフトテニス部長・監督等関係者各位が、この処置・処分によって受けた精神的な苦痛の大なることに思いを致し、各選手とその家族等関係各位がその心痛と損害を越えて、新たなシーズンに向かって躍進されることを期待してこの声明を発表する。

以上